

平成29年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約に関する公表

平成30年3月19日現在

1. 契約締結前の公表

2. 契約締結後の公表

| No | 所管課 | 契約内容 (物品又は役務の名称) | 契約 予定時期 | 契約の相手方の 決定方法と選定基準 | 契約金額 (税込/円) | 契約相手方 の名称 | 契約 締結日 | 履行期間又 は納入期限 | 契約の相手方 とした理由 |
|----|--------------------|---------------------------------|------------|--|----------------|---------------------------------|---------------|----------------------------------|--------------------|
| 1 | 山内支所 くらし課 | 武雄市老人福祉センター トイレ清掃業務 | 平成29年4月 | 自治法施行令第167条 の2第1項第3号の規定 によるジルバー人材セン ターであること。高齢者の 再雇用を促進する。予定価 格の範囲内であること。 | 167,508円 | 公益社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター | 平成29年 4月3日 | 平成29年4 月3日～平 成30年3月 31日 | 該当団体が1団体で あったため |
| 2 | 山内支所 くらし課 | 山内保健センター 植栽管理委託業務 | 平成29年4月 | 自治法施行令第167条 の2第1項第3号の規定 によるジルバー人材セン ターであること。高齢者の 再雇用を促進する。予定価 格の範囲内であること。 | 39,415円 | 公益社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター | 平成29年 4月3日 | 平成29年4 月3日～平 成30年3月 31日 | 該当団体が1団体で あったため |
| 3 | 山内支所 まちづく り課 | 武雄市中央公園ちびっこ 広場屋内清掃作業委託業 務 | 平成29年4月 | 自治法施行令第167条 の2第1項第3号の規定 によるジルバー人材セン ターであること。高齢者の 再雇用を促進する。予定価 格の範囲内であること。 | 1,181円/回 | 公益社団法 人武雄市シ ルバー人材 センター | 平成29年 4月1日 | 平成29年4 月1日～平 成30年3月 31日 | 該当団体が1団体で あったため |

| | | | | | | | | | |
|---|----------------|--------------------------------|---------|--|-----------------|---------------------|-----------|----------------------|----------------|
| 4 | 山内支所 まちづくり課 | 武雄市山内農村環境改善センター清掃業務 | 平成29年4月 | 自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。 | 326,304円 | 公益社団法人武雄市シルバー人材センター | 平成29年4月1日 | 平成29年4月1日～平成30年3月31日 | 相手方が1社であったため |
| 5 | 健康課 | 高齢者軽度生活援助事業（独居高齢者等の住居周りの除草作業等） | 平成29年4月 | 自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。 | 680円～1,250円/1時間 | 公益社団法人武雄市シルバー人材センター | 平成29年4月1日 | 平成29年4月1日～平成30年3月31日 | 該当団体が1団体であったため |
| 6 | 環境課 | 資源ごみ分別作業業務（武雄市リサイクルセンター） | 平成29年4月 | 自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。 | 864円/1時間（税別） | 公益社団法人佐賀県シルバー人材センター | 平成29年4月1日 | 平成29年4月1日～平成30年3月31日 | 該当団体が1団体であったため |
| 7 | 北方支所 まちづくり課 | きたがた四季の丘公園除草及び清掃作業 | 平成29年4月 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。 | 792円/1時間 | 公益社団法人武雄市シルバー人材センター | 平成29年4月1日 | 平成29年4月1日～平成30年3月31日 | 該当団体が1団体であったため |

| | | | | | | | | | |
|----|-----|------------------------------|-------------|---|-----------------------|--------------------------|---------------------|----------------------------------|--|
| 8 | 財政課 | 本庁舎来客駐車場等管理業務 | 平成 29 年 4 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・高齢者の再雇用を促進する | 1 日 1 回あたり 3,168 円 | 公益社団法人 武雄市 シルバー人材センター | 平成 29 年 4 月 1 日 | 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・高齢者の再雇用を促進する。 |
| 9 | 環境課 | 市有地の除草作業 (武雄市リサイクルセンター) | 平成 29 年 5 月 | 自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。 | 40,402 円 | 公益社団法人 武雄市 シルバー人材センター | 平成 29 年 5 月 22 日 | 平成 29 年 5 月 29 日～平成 29 年 6 月 9 日 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであり、該当団体が 1 団体であったため |
| 10 | 環境課 | 市有地の除草作業 (旧甘久焼却場跡地) | 平成 29 年 5 月 | 自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。 | 67,338 円 | 公益社団法人 武雄市 シルバー人材センター | 平成 29 年 5 月 22 日 | 平成 29 年 5 月 29 日～平成 29 年 6 月 9 日 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであり、該当団体が 1 団体であったため |
| 11 | 環境課 | 資源ごみ分別作業業務 (武雄市リサイクルセンター) | 平成 30 年 4 月 | 自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。 | | | | | |